

はじめに



食は、私たちが健康で豊かな生活を送るうえで欠かすことのできない大切なものです。食の安全を確保することは、県民の皆様暮らしを守るうえで極めて重要な課題であり、県では「高知県食の安全・安心推進条例」を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

この条例に基づき、これまで、第1次計画（平成19年度～平成23年度）、第2次計画（平成24年度～平成28年度）を策定し、県民の皆様の食の安全・安心を目指して、総合的かつ計画的に取り組んできたところです。計画の開始から10年の節目を迎えることから、この度、その成果と課題を整理し、新たに第3次計画を策定いたしました。

この第3次計画では、近年の食を取巻く情勢の変化を踏まえ、「生産から消費に至る食の安全・安心の確保」、「食品に関する正確な情報の提供」、「食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立」を施策の柱とし、この柱を中心にして各施策や取組を取りまとめています。

また、これからの5年間に特化して取り組む項目として、次の4つを重点項目といたしました。

- 1 環境保全型農業の推進
- 2 高知県版 HACCP 認証制度の推進
- 3 食品表示に関する普及啓発
- 4 リスクコミュニケーションの推進

食の安全・安心をすすめるためには、消費者、食品関連事業者及び行政が、それぞれの責務や役割を果たし、お互いの信頼関係の上で協働を進め、安全で安心できる食生活の実現を目指していくことが大切です。

県民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に際しまして、貴重なご意見をいただきました高知県食の安全・安心推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました県民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

高知県知事 尾崎 正直

目 次

第1章 新計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 食の安全・安心をめぐる課題

- 1 第2次計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 食の安心をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 計画の概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 食の安全・安心推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 計画を推進するための関係者の責務と役割・・・・・・・・・・8
- 4 第3次計画における重点取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第4章 食の安全・安心確保のための取組

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保
 - (1) 生産段階における安全・安心の確保
 - ① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給・・・・・・・・14
 - ② 安全・安心な畜産物の生産及び供給・・・・・・・・16
 - ③ 安全・安心な水産物の生産及び供給・・・・・・・・17
 - ④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査・・・・・・・・19
 - (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保
 - ① HACCPによる自主管理体制の推進及び支援・・・・・・・・22
 - ② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導・・・・・・・・23
 - ③ 食中毒予防・・・・・・・・24
 - ④ 流通食品の検査・・・・・・・・25
 - (3) 消費段階における安全・安心の確保・・・・・・・・26
 - (4) 県民からの相談等による立入調査等・・・・・・・・26
 - (5) 認証制度の推進・・・・・・・・27
 - (6) 調査研究等の推進・・・・・・・・30
- 2 食品に関する正確な情報の提供
 - (1) 適正な食品表示の確保
 - ① 関係法令に基づく食品表示の監視指導・・・・・・・・31
 - ② 食品表示に関する普及啓発・・・・・・・・33
 - (2) トレーサビリティシステムの推進・・・・・・・・34
 - (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供・・・・・・・・34
- 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立
 - (1) 危機管理体制の強化・・・・・・・・35
 - (2) 食育の推進・・・・・・・・36
 - (3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援・・・・・・・・38
 - (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解・・・・40
 - (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働・・・・・・・・41

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52